

機能的デザインの類否判断
～美観のない機能性意匠は発明特許により保護すべきである～
中国特許判例紹介(60)

2016年10月7日
執筆者 弁理士 河野 英仁

珠海格力電器株式会社
再審申請人（一審第三者、二審上訴人）

広東美的電器株式会社
被申請人（一審原告、二審被上訴人）

1. 概要

外観設計（意匠）は、一般的に機能性と審美性を併せ持つことが多い。しかしながら、対象外観設計と、先行設計（先行意匠）との相違点が主に機能的な部分にある場合、外観設計の類否判断における全体視覚効果に、どの程度影響を与えるのか否かが問題となる。

中級人民法院¹及び高級人民法院²は、相違点は外観設計の中心部分であり、当該相違点について当業者は着目し、全体視覚効果に影響を与えるとして先行外観設計とは類似せず外観設計特許は有効と判断した。これに対し、最高人民法院は、相違点は主に機能性に関するものであり、一般消費者は機能・技術効果に着目せず、全体視覚効果に影響を与えず、外観設計特許は先行外観設計に類似するとして無効との判決³をなした。

2. 背景

(1)特許の内容

美的公司は、「ウィンドウホイール」と称する外観設計特許を所有している。特許番号は 200630067850.x(以下、850 特許という)である。以下は、850 特許のウィンドウホイールを示す図である。

¹ 北京市第一中級人民法院判決（2009）一中行初字第 1797 号

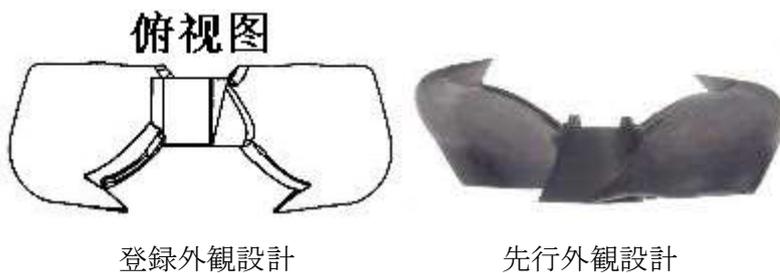
² 北京市高級人民法院判決（2010）高行終字第 124 号

³ 2011 年 1 月 11 日最高人民法院判決（2011）行提字第 1 号



(2) 無効宣告請求

格力公司是、2009年2月20日復審委員会に、専利法第23条の規定に適合しないとして特許無効宣告請求を行った。「扇風機の扇」と称する外観設計特許第CN3265720を提出した。



復審委員会委は2009年6月16日、両者は類似するとして、13585号無効宣告審査決定を下し、特許は無効であると判断した。これに対し、北京市第一中級人民法院及び北京市高級人民法院は、両者は類似しないとして復審委員会の無効の決定を取り消した。

美的公司は高級人民法院の判決を不服として最高人民法院に再審請求を行った。

3.最高人民法院での争点

争点:中央部分にある機能的な相違をどのように評価するか

4.最高人民法院の判断

争点:単に機能性だけを有し、美観を有しない製品設計は、発明または实用新型特許の申請を通じて保護を受けることができ、外觀設計特許権を通じた保護を受けるべきではない



両者を比較すれば、向きが 180 度相違する以外に、中央の車輪ボスの形状が相違する。周辺の扇リーフの形状はほぼ同じである。

両者の類否判断に関し、最高人民法院は以下の通り判断した。

外觀設計に対し、類否判断を行う場合、外觀設計製品の一般消費者の知識水準及び認知能力に基づき、外觀設計特許と先設計の全体視覚効果に対し、全体観察、総合判断を行うべきである。一般消費者は、結論を判断するために、客観、正確に確立された判断主体であり、一般消費者は特定の知識水準及び認知能力を有する。

知識水準の角度からいえば、一般消費者は、外觀設計特許製品と、同一または近い類別の製品に対し、常識性の理解を有しており、申請日以前の関連製品の外觀設計の状況に精通しており、関連製品のありふれた設計(慣常設計)に熟知している。

認知能力の角度からいえば、一般消費者は、形状、色彩、図案等の設計要素の変化に対し、一般的な注意力及び識別力のみを有し、一般消費者は、外觀設計の全体視覚効果に注目し、外觀設計特許と対比設計との間の局部の子細な相違について注目することは

ない。いわゆる全体観察、総合判断とは、一般に一般消費者が全体的からであって、単に局部の設計変化だけに依拠するのではなく、外観設計特許と対比設計の視覚効果が明確な相違を有しているか否かを判断することをいう。判断の際には、一般消費者が、外観設計特許と対比設計の可視部分の一致点及び相違点に対し、ともに注目し、かつ、各一致点及び相違点の全体視覚効果の影響の大小及び程度を、総合的に考慮する。

対象特許と先設計は、ともに、中央の車輪ボス及び車輪ボス両側に中心対称分布でありわされる2つの扇リーフにより構成されている。両者の扇リーフを比較すれば、ともに円弧上の外側及び内側、外側と内側を接続する部分の凸起、前側の尖角及び直線部分、前側の刀口に似た厚みが増強する層等の構造を含む。一つの扇リーフの形状は基本的に同一であり、2つの扇リーフの対称分布形状もまた基本的に同一である。

上述した一致点、相違点の全体視覚効果の影響に関し、最初に、対称分布の2つの扇リーフは、製品の主要な視覚部分を占め、容易に一般消費者に注目されるため、基本的に同一の扇リーフ形状及び対称分布形態は、全体視覚効果に対し顕著な影響を有する。

次に、扇リーフの回転方向は、ウィンドウホイールの回転機能により決まるものであるため、全体視覚効果に顕著な影響を与えない。

対象特許の扇リーフは、車輪ボス主体の一小部分から突出しているが、全体的な扇リーフと相対的に比較すれば、当該突出部分が占める割合は小さく、使用状態下では、該突出部分は、ウィンドウホイールの取り付け面一側にあり、一般消費者により観察することは難しい。それゆえ、中央部分の相違点は、全体視覚効果に対しまだ顕著な影響を有さない。

対象特許と、先設計の車輪ボスとを比較すれば、両者の車輪ボスはともに、一つの円台状構造により構成されており、車輪ボスと扇リーフとの接続はともに一對の徐々に開いて伸びる円弧状の車輪ボス壁を有し、車輪ボス壁の形状はともに、円弧及び直線の結合により形成されており、車輪ボスと扇リーフの内側はともに車輪ボス壁により下から上に至るまで傾斜して接続しており、接続する方式は基本的に同一である。両者の主な区別は、先設計の車輪ボス壁はより長く伸びており、包囲する面積はより大きく、車輪ボス壁の円弧は直線辺に対し鋭角を形成し、対象特許は鋭角を形成していない。

製品の中央に位置する設計変化に対しては、総合的に、それが製品全体に占める割合、変化の程度の大小等の要素を考慮し、その全体視覚効果に対する影響を確定しなければならない。中央に位置する設計変化は、必ずしも必然的に全体視覚効果に対し顕著な影

響を有するとは限らない。

対象特許の車輪ボスは中央に位置するが、扇リーフと比較していえば、その占める面積は明らかに小さく、先設計の車輪ボスの変化と比較してもまた相対的に有限であり、対象特許と、先設計の車輪ボス及びその車輪ボス壁が、前述した多くの共通点を有する状況下、上述の相違点は全体視覚効果に対し、顕著な影響を有さない。

実際のところ、対象特許の車輪ボスは、先設計の比較的大きな車輪ボスの基礎において、一部分を放棄したものであり、車輪ボス壁を伸ばす長さを減少させ、囲む面積を減少させ、形成した角度に変化をもたらしたものである。

類似判断を行う場合、外観設計特許の変更が単に、現有設計の基礎において局部の設計要素を省略した場合、この種の変更は通常外観設計特許に言う創新性を具備することができず、また全体視覚効果に対し、顕著な影響をもたらすとも言えず、この角度からいえば、また対象特許の車輪ボスの設計変化は全体視覚効果に対し、顕著な影響を有しないと認定すべきである。

専利法第2条4項は以下の通り規定している。

「外観設計とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう。」

上述の規定に基づけば、製品の外観設計は、外観設計特許権の保護を獲得するには、専利法の意義上の美観を具備する必要がある、即ち製品の特定の機能を実現する基礎において、製品の視覚効果に対し、創新性の改良をなし、製品について機能性及び美観の有機結合を体现することができる。単に機能性だけを有し、美観を有しない製品設計は、発明または実用新型特許の申請を通じて保護を受けることができ、外観設計特許権を通じた保護を受けるべきではない。

当業者が常に技術的な角度から問題を考慮することとは異なり、一般消費者は類否判断を行う場合、一般消費者は主に外観設計の視覚効果の変化に注目し、機能または技術効果の変化に注目するのではない。一般消費者はまた設計要素の変化に伴う技術効果の改変に基づくのではなく、該設計(デザイン)の要素変化に対し特別の視覚による注目を与える。

美的公司は、美観には実質的な意義がないと主張し、中央部の相違点によれば、顕著にウィンドウホイールの動作効率を向上させることができ、一般消費者はこの相違に対

し、より敏感となり、当該相違点は全体視覚効果に対し顕著な影響を有すると主張したが、最高人民法院は上述の理由により、当該機能面についての主張を支持しなかった。

5. 結論

最高人民法院は、先行外観設計に類似せず特許は有効と判断した中級人民法院及び高級人民法院の判決を取り消した。

6. コメント

中央部分について両者は細かな相違点が存在するものの、主に美観を生じさせている周辺の扇リーフに比べれば、全体視覚効果に大きな影響を与えるものではなかった。

また、特許権者は中央部分における車輪ボスにより、送風に関する技術的な効果が生じると主張したが、最高人民法院は、美観について当該効果を評価しなかった。逆に技術面については外観設計特許ではなく、発明特許または実用新型特許による保護を求めべきと判示した。

以上